

4 消安第 6972 号
令和 5 年 3 月 29 日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について」の
一部改正について

今般、政府全体で業務・手続のオンライン化、FAX の利用廃止等が進められていることを踏まえ、「と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について」（平成 22 年 1 月 4 日付け 21 消安第 8799 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 5 年 3 月 29 日から施行することとしたので、御了知ありたい。

別紙

と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について
(平成22年1月4日付け21消安第8799号農林水産省消費・安全局長通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
1 と畜場から排出される汚泥を肥料の原料として出荷した場合は、各月ごとに、出荷日、出荷先及び出荷量を別記様式に御記入の上、翌月の10日までを目途として、最寄りの地方農政局に御送付ください。 2 (略)	1 と畜場から排出される汚泥を肥料の原料として出荷した場合は、各月ごとに、出荷日、出荷先及び出荷量を別記様式に御記入の上、翌月の10日までを目途として、 <u>郵送又はファックスにより</u> 、最寄りの地方農政局に御送付ください。 2 (略)